

公有水面埋立承認撤回処分に対し国土交通大臣がなした裁決取消訴訟における
控訴審判決について

- 1 福岡高等裁判所那覇支部は、本日、辺野古新基地埋立地域周辺に居住する住民らが、沖縄県知事による公有水面埋立承認撤回処分に対し国土交通大臣がなした裁決の取消を求めていた訴訟に関し、原告適格を否定した第一審判決を全部取り消し、那覇地方裁判所へ差し戻すとの判断を下した。

原判決が住民らの訴えを門前払いし、国土交通大臣がなした裁決の適否に対する判断を回避したのに対し、高裁判決は、門前払いを否定し、国土交通大臣の裁決が違法か否かの実体判断をするべきとの判断を示したことになる。司法の消極的な姿勢を一步抜けだし、実体判断への道筋を示した点は高く評価でき、司法に対する信頼回復の第一歩になりうる判断である。

- 2 他方、高裁判決は、住民らの訴えを門前払いするべきではない、実体判断をするべきであるとしたにとどまる。すなわち、「裁判はこれから」である。

国は、本判決を受け入れて、これ以上、入口論に拘泥するのではなく、裁判所において、公有水面埋立法の充足性に正面から向き合うべきである。

原告らは、国土交通大臣による裁決がいかに不当で違法なものであったかを、あらためて全力で主張・立証していく。

この裁判で国土交通大臣の裁決が取り消しされれば、沖縄県知事のした公有水面埋立承認撤回処分が復活する。すなわち、いま、国が強行している工事の正当性が根底から否定されることになる重要な裁判である。

那覇地方裁判所には、高裁判決を真摯に受け止めて、裁決の違法性について正面から判断を下すことを求めるものである。

2024年5月15日

国の違法を許さない住民の訴訟原告団

同弁護団